

富山県立大学キャリアセンター規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、富山県立大学学則第 56 条に定めるキャリアセンターの組織、管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 前条のキャリアセンターを富山県立大学キャリアセンター（以下「センター」という。）という。

(目的)

第 3 条 センターは、富山県立大学（以下「本学」という。）の理念に沿って、実践的かつ体系的なキャリア形成のための教育・支援を行い、学生の高い職業意識・能力の育成に資することを目的とする。

(業務)

第 4 条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生のキャリア形成のための教育に関すること。
- (2) 学生に対する就職支援に関すること。
- (3) 学生に対する進学支援に関すること。
- (4) その他必要な業務に関すること。

(センターサテライト)

第 5 条 前条に掲げる業務のうち、看護学部に係るものを分担処理するため、富山キャンパスにキャリアセンターサテライト（以下「サテライト」という。）を置く。

(所長)

第 6 条 センターに所長を置く。

- 2 所長は、本学の教授のうちから教育研究審議会の意見を聴いて学長が選考する。
- 3 学長は、前項の規定により選考した者を理事長に申し出なければならない。
- 4 所長の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 所長は、学長の命を受け、センターの業務を掌理する。

(副所長)

第 7 条 センターに学部ごとに副所長 1 人を置く。

- 2 副所長は、本学の専任の教授のうちから教育研究審議会の意見を聴いて学長が任命する。
- 3 副所長は所長を補佐し、所長に事故があるときはその職務を代行する。
- 4 副所長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(サテライト長)

第 8 条 サテライトにサテライト長を置き、副所長のうち看護学部の教員をも

って充てる。

2 サテライト長は、サテライトの業務を掌理する。

(職員)

第9条 センター及びサテライトに職員若干人を置くことができる。

2 前項の職員(以下「センター等職員」という。)は本学の教授、准教授、講師、助教その他の職員のうちから学長が任命する。

3 センター等職員は、所長の命を受け、センター又はサテライトの業務に従事する。

(センター運営委員会)

第10条 センターの運営に関する重要事項を審議するため、センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1)センター所長

(2)センター副所長 学部ごとに1人

(3)工学部の各学科及び教養教育センターが選出した委員各1人

(4)情報工学部の各学科が選出した委員各1人

(5)学生部長

(6)事務局長

(7)その他学長が必要と認めた者

3 前項第3号、第4号及び第7号の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等)

第11条 委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

2 委員会に副委員長3人を置き、副所長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第12条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(学部委員会)

第13条 委員会の下に工学部・情報工学部運営委員会及び看護学部運営委員会(以下「学部委員会」という。)を設置する。

2 学部委員会は、センターの運営に関する当該学部に係る事項を調査審議する。

3 学部委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

4 別表に掲げる委員のうち工学部・情報工学部運営委員会欄(3)、(4)及び(7)並びに看護学部運営委員会欄(2)、(3)及び(5)の委員の任期は1年とする。た

だし、再任を妨げない。

(学部委員会の委員長等)

第14条 学部委員会ごとに学部委員会委員長（以下「学部委員長」という。）を置き、工学部・情報工学部運営委員会にあってはセンター所長、看護学部運営委員会にあってはサテライト長をもって充てる。

2 学部委員会ごとに学部委員会副委員長を置き、学部委員長が学部委員会委員のうちから指名する。

(学部委員会委員以外の者の出席)

第15条 学部委員長が必要と認めるときは、学部委員会委員以外の者を学部委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、所長が別に定める。

別表（第13条関係）

工学部・情報工学部運営委員会	看護学部運営委員会
(1) センター所長 (2) センター副所長（工学部教員及び情報工学部教員） (3) 工学部の各学科及び教養教育センターが選出した委員各1人（第10条第2項の委員と兼ねることができる。） (4) 情報工学部の各学科が選出した委員各1人（第10条第2項の委員と兼ねることができる。） (5) 学生部長 (6) 事務局長 (7) その他学長が指名した工学部教員及び情報工学部教員	(1) サテライト長 (2) 看護学部看護学科が選出した委員1人（第10条第2項の委員と兼ねることができる。） (3) 看護学部学生委員会が選出した委員1人（第10条第2項の委員と兼ねることができる。） (4) 富山キャンパス事務部長 (5) その他学長が指名した看護学部の教員

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 富山県立大学の設置後最初のセンター所長の選考については、第5条第2項の規定にかかわらず、教育研究審議会の議を経ることを要しないものとする。

3 富山県立大学の設置後最初のセンター所長の任期は、第5条第4項本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 看護学部を設置後最初のセンター副所長の任期は、第 6 条第 4 項の規定にかかわらず、平成 32 年 3 月 31 日までとする。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 看護学部の副所長は、第 7 条第 2 項本文の規定にかかわらず、当面の間、教授又は准教授のうちから教育研究審議会の意見を聞いて学長が任命する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。